

子ども・子育て支援金に関する試算について

【保険料見込額および年収別モデルケース試算】

令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入される「子ども・子育て支援金」の保険料見込額（各年度）については、こども家庭庁において、加入者一人当たり平均月額による試算が示されています。【図①参照】

【図①】

【こども家庭庁試算】

一人当たり月額（年額）	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
全医療保険制度平均	250円(3,000円)	350円(4,200円)	450円(5,400円)
被用者保険	300円(3,600円)	400円(4,800円)	500円(6,000円)
国民健康保険	250円(3,000円)	300円(3,600円)	400円(4,800円)
後期高齢者医療制度	200円(2,400円)	250円(3,000円)	350円(4,200円)

※令和7年3月 こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室「子ども・子育て支援金制度について」より抜粋し、参考として（年額）を追記。

また、年収別モデルケースによる支援金額の試算（令和8年度）についても、こども家庭庁において、試算が示されています。【図②参照】

【図②】

【こども家庭庁試算】

市町村国民健康保険 — 年収別の支援金額の試算（令和8年度） —

年収	世帯（夫婦と子のいる世帯）当たり （月額・50円丸め）
80万円	50円
100万円	50円
150万円	250円
200万円	400円
250万円	550円
300万円	650円

○夫婦と子のいる世帯（夫婦いずれか一方のみに給与収入がある世帯）の1世帯
当たり支援金額

実際の国民健康保険料については、大阪府が大阪府国民健康保険運営方針に基づき府内市町村統一の「市町村標準保険料率」を算定し、市町村において保険料額を決定します。